

部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
2 国は、当分の間、前項の規定による場合のほ

か、都道府県に対し、地域情報流通施設整備事業につき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村の組合が行う場合にあつては当該市町村又は市町村の組合に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対する市町村が補助する費用に充てる資金について当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、政令で定める範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

前項に定めるものほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関する必要な事項は、政令で定める。

国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（実施指針等の特例）

第四条 平成三十四年三月三十一日までの間における第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二項各号並びに第五条第三項の規定の適用については、第二条第二項中「及び地域通信・放送開発事業」とあるのは、「地域通信・放送開発事業・新技術開発施設供用事業（附則第五条第二項第一号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。以下同条までにおいて同じ。）」と、第三条第一項中「及び地域通信・放送開発

事業」とあるのは、「地域通信・放送開発事業、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業」と、第四条第一項及び第二

（機構による特定通信・放送開発事業の推進等の特例）

第五条 機構は、第六条第一項に規定する業務のほか、平成三十四年三月三十日までの間、次の業務を行う。

一 認定計画に係る新技術開発施設供用事業又は認定計画に係る地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条规定第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新技術開発施設供用事業 インターネット・オブ・シングルズの実現（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。）に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）を他人の利用に供する事業をいう。

二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの（以下この号において「特定電気通信設備」という。）を他

人の利用に供する事業であつて、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な

流通を確保するため、特定電気通信設備の設置を誘導すべき地域として、総務省令で定める地域に、特定電気通信設備を設置して行うものとす。

第一項の規定により、機構の業務が行われる場合には、第六条第一項中「通信・放送新規事業」とあるのは、「通信・放送新規事業又は新規技術開発施設供用事業（附則第五条第二項第一号）」に規定する新技術開発施設供用事業をいう。第八条において同じ。若しくは、地域特定電気通信設備供用事業（同項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。同條において同じ。）と、「前項第三号」とあるのは、「前項第三号又は附則第五条第一項第二号」と、第七条第三項中「第四号」とあるのは、「第四号並びに附則第五条第一項第一号」と、「同項」とあるのは、「第六条第一項及び附則第五条第一項」と、第八条中「通信・放送新規事業」とあるのは、「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。

（施行期日）

（平成二年六月二九日法律第六五号）抄

（平成四年四月一四日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成五年六月一四日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成七年四月二一日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成七年四月二一日法律第七七)
抄 則 附 号 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成七年一月一日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年三月三一日法律第二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年四月一八日法律第三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月二一日法律第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月一二日法律第六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第一条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

(罰則に関する経過措置)

第四条

この法律の施行前にした行為並びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。